## 困ったときに役立つ用地事務マニュアル テキスト編 第5版 正誤表

P154 はじめに>この章での略記について>上から3行目

# ■1 不動産登記の基礎

## はじめに

道路等を新設した場合や拡幅した為に計画され た土地を取得したときには、速やかに法務局若しく は地方法務局若しくはこれらの支局またはこれら の出張所(登記所という)に対し、所有者を変更する

#### この章での略記について

この章では、「不動産登記法」を「不登法」、「不動産 登記規則 | を「不登規 | 、「不動産登記事務取扱手続 準則」を「準則」、「民法」を「氏」と表示しています。



# ■1 不動産登記の基礎

## はじめに

道路等を新設した場合や拡幅した為に計画され た土地を取得したときには、速やかに法務局若しく は地方法務局若しくはこれらの支局またはこれら の出張所(登記所という)に対し、所有者を変更する

#### この章での略記について

この章では、「不動産登記法」を「不登法」、「不動産 登記規則」を「不登規」、「不動産登記事務取扱手続 準則」を「準則」、「民法」を「民」と表示しています。

#### P157 登記記録>2.建物の「表題部」に関する項目>上から3行目、5行目



### 誤 1. 土地の「表題部」に関する項目

①不動産番号

全国の土地の一筆一筆に番号が付されていま す。但し、コンピューター化以後に何らの登記 もなされていない土地または建物には、番号が 付されていないことがあります。

②地図番号

不登法 14 Iの地図が調製されていれば番号が

# 2. 建物の「表題部」に関する項目

(一棟の建物)

①不動産番号

土地に同じ

②地図番号

所在図が提出されていれば番号が付されます。

- ③土地の表示欄
  - ・所在、地番



## □ 1.土地の「表題部」に関する項目

①不動産番号

全国の土地の一筆一筆に番号が付されていま す。但し、コンピューター化以後に何らの登記 もなされていない土地または建物には、番号が 付されていないことがあります。

②地図番号

不登法 14 I の地図が調製されていれば番号が

# 2. 建物の「表題部」に関する項目

(一棟の建物)

①不動産番号

土地に同じ

②所在図番号

所在図が提出されていれば番号が付されます。

- ③建物の表示欄
  - ・所在、地番